

北海道電力株式会社「新得発電所建設計画 環境影響評価方法書」に対する通知について

平成28年7月28日

経済産業省

北海道電力株式会社「新得発電所建設計画環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、北海道電力株式会社に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道上川郡新得町
原動力の種類：水力（水路式）
出 力：2. 31万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成28年 2月 9日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成28年 4月19日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	平成28年 6月 8日
経 済 産 業 大 臣 通 知 発 出	平成28年 7月28日

※ 本事業は、第2種事業に該当するが、事業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第6項の規定に基づき、経済産業大臣による第2種事業についての判定を受けることなく、同法の規定による環境影響評価その他の手続を行うものである。

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）